平 成 3 0 年 4 月 2 5 日 学校における働き方改革特別部会 資料3

平成30年4月25日 中央教育審議会学校における働き方改革特別部会 (第12回)

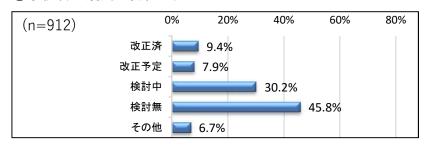
学校教育法改正を受けた教育委員会の取組状況について

ー学校のマネジメント機能強化に向けた事務職員の現状と課題ー

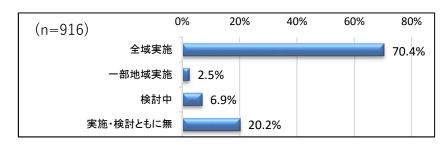
愛知教育大学 教育支援専門職養成課程 教育ガバナンス講座 風岡 治

「つかさどる」への法改正を受けた、市町村教育委員会等での取組状況 (市町村教育委員会調査 回答数933自治体)

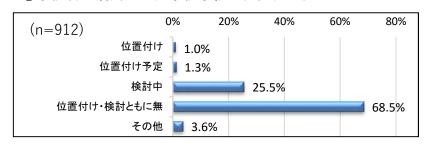
①学校管理規則の見直し状況



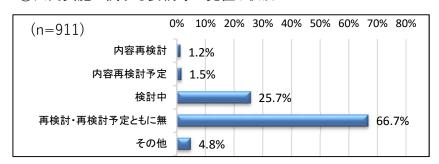
②学校事務の共同実施の実施状況



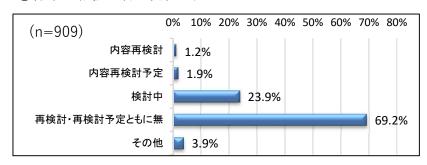
③学校管理規則の共同学校事務室位置付け状況



4)共同実施に関する要綱等の見直し状況

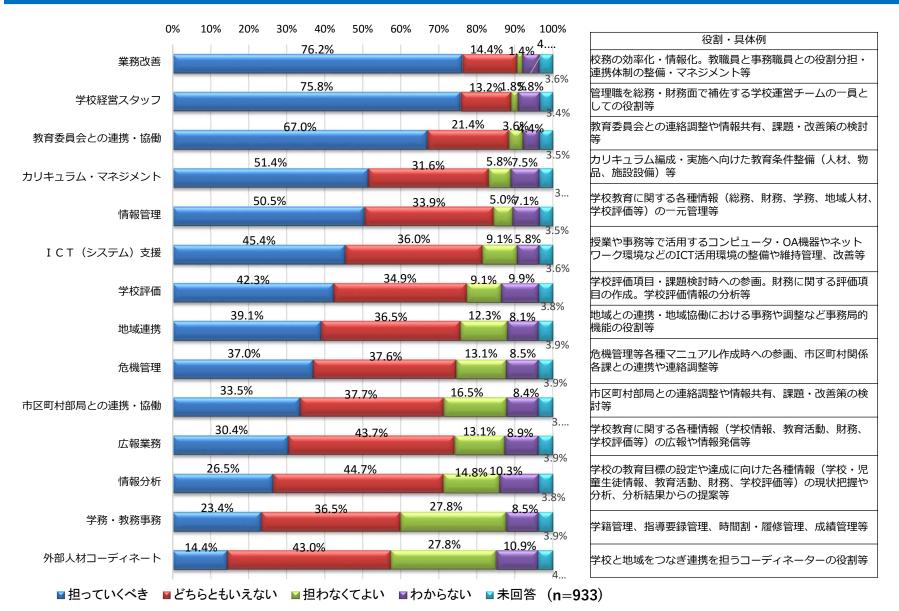


⑤標準的職務内容の見直し状況



全国公立小中学校事務職員研究会(2017年11月期調査結果)

「つかさどる」への法改正を受けて、今後、総務・財務以外で事務職員が担っていくべき職務や役割 (市町村教育委員会調査 回答数933自治体)



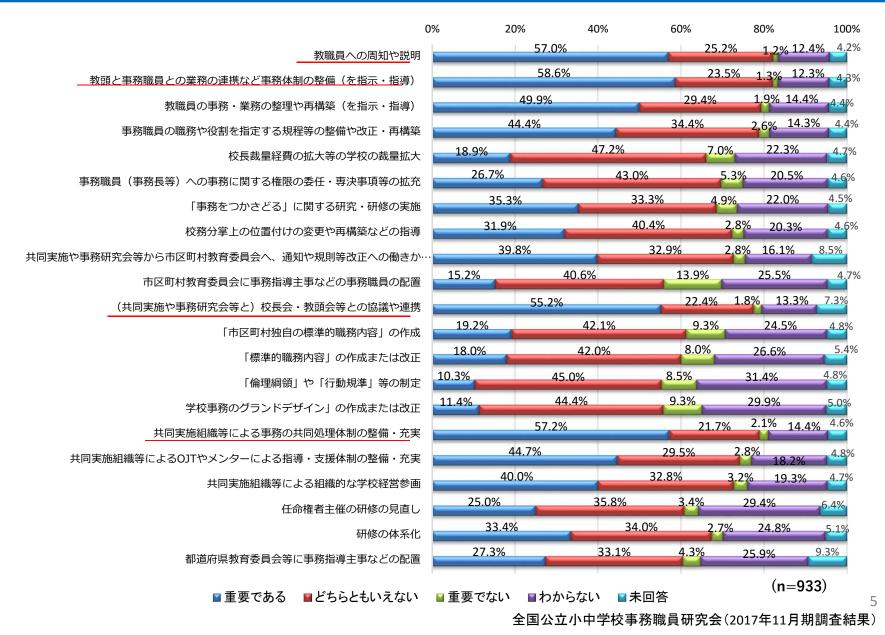
「つかさどる」への法改正を受けて、今後、総務・財務以外で事務職員が担っていくべき職務や役割 (市町村教育委員会調査 回答数933自治体)

※ 自由記述 回答からの抜粋

- ・今後、学校経営に参画し、さらなる教育支援を行っていくために、個々の事務職員の資質向上が求められる。共同 実施組織内で、マンツーマンによる連携やOJT機能の充実等により、資質向上を目指している。
- ・学校の様々な課題、例えば教職員超過勤務や多忙化及び教職員が行うべき業務と教職員が行うべきではない業務など、事務職員から見える改善点や方法などを協議・提案してもらいたい。
- ・事務長である共同実施責任者のみならず、すべての学校事務職員が学校の運営委員会(企画委員会)へ参加することにより、管理職や学年主任と同等に学校経営にかかわっていけるようになると考える。
- ・当市の学校事務共同実施推進協議会では、多忙化解消について協議したり、次期校務支援システム導入について協議したりして、事務職員が他の分掌と連携して課題を解決する仕組みを整えている。
- ・今年度より、文部科学省の「学校現場における業務改善加速事業」を受託(県からの再委託)し、共同実施と連携して、学校事務職員と教職員それぞれが担う業務の整理、精選に取り組んでいる。
- ・ICT環境を整備するにあたり、事務職員にも検討委員会に入ってもらい協議を行った。
- ・教育委員会の担当者と学校事務職員、教頭とで組織する「スクールサポートセンター」において、教育委員会と学校の連携体制が構築されている。予算執行や施設管理など、学校の運営に関する様々なことを情報共有し、改善に向けた取り組みを行っている。
- ・事務職員全体研修において,本市教育委員会から講師を招聘しカリキュラム・マネジメントの進め方や校長裁量予算の適切な執行等の研修を実施し,事務職員として教育課程の編成に積極的にかかわっていく意識を高めている。
- ・共同実施により、給与事務の相互点検により不祥事防止、兼任校の業務相互支援体制、事務業務の平準化、効率化、適正化を主体的に進めている。
- ・コミュニティ・スクールに関する事務・コーディネーターを担ってほしい。

「つかさどる」への法改正を受けた、市町村教育委員会等での取組状況 – 推進に向けて何が重要になるか –

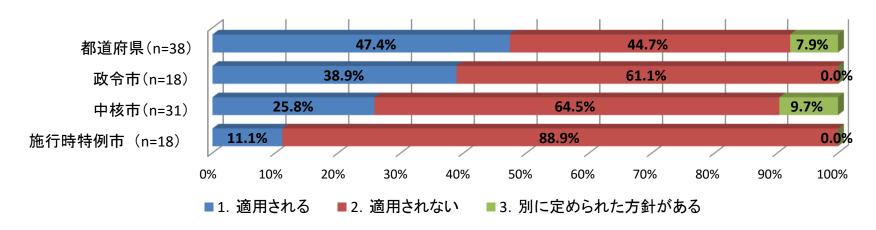
(市町村教育委員会調査 回答数933自治体)



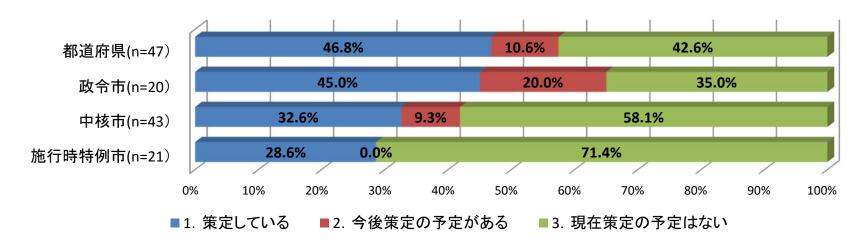
学校事務職員の研修の実態に関する調査

(平成28年度文部科学省委託事業)学校の総合マネジメント力の強化に関する調査研究 調査)

○自治体で策定されている人材育成基本方針は、県費負担の市区町村立学校事務職員にも適用されますか。

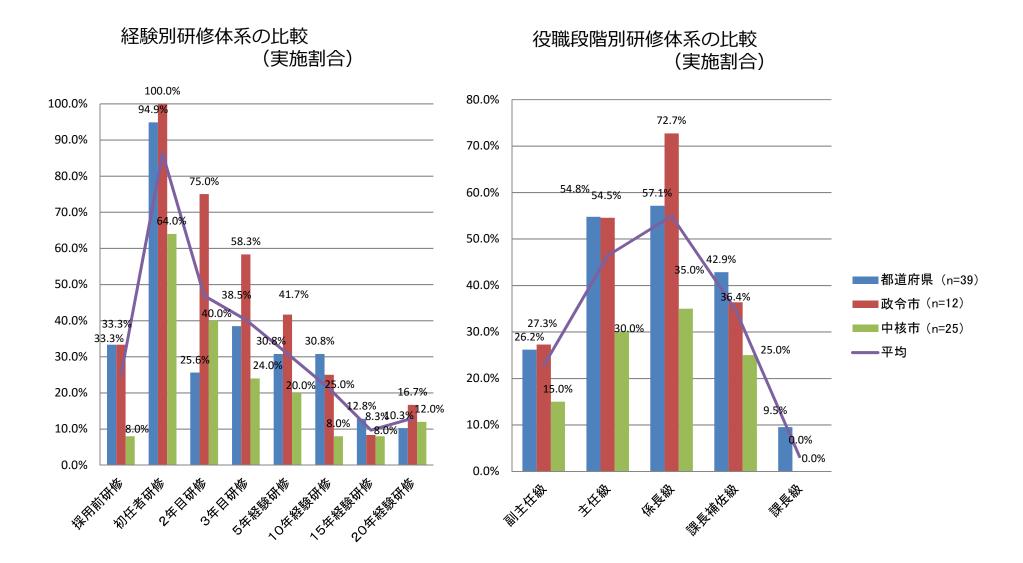


○学校事務職員の研修に関する指針・基本計画を策定していますか。



学校事務職員の研修の実態に関する調査

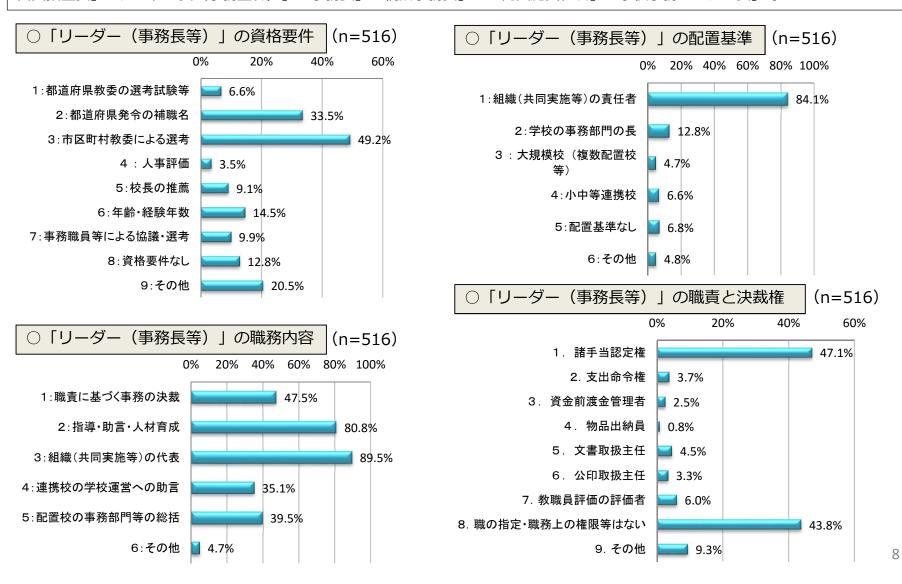
(平成29年 全国公立小中学校事務職員研究会5月期調査)



市区町村における「省令事務長」を含む「リーダー(事務長等)」の配置状況

(平成29年 全国公立小中学校事務職員研究会5月期調査)

○市区町村における、「省令事務長」「リーダー(事務長等)」の配置の有無については、省令事務長を配置している自治体が12.7%、 リーダー(事務長等)を配置している自治体が55.7%であった。リーダー(事務長等)の名称については、「グループリーダー」「学校運営支援室長」「ブロック長(事務主幹)」「事務長」「統括事務長」「共同実施責任者」「学校事務センター長」等



学校事務機能の強化による「学校現場における業務改善」の取組(新潟県五泉市教育委員会)

- ○新潟県教育委員会「市町村立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校事務職員の標準的職務について」(平成29年11月9日通知) を踏まえて、事務職員、事務主任、事務長の職務について学校管理運営に関する規則の改正(平成30年4月1日)。「学校事務長」の任命。
- ○学校事務の機能強化による業務改善と、多忙化解消アクションプランの取組推進により、子どもと向き合う時間の確保と学校教育の充実 を目指す。

【万泉市業務改善の取組】

- 五泉市業務改善ポリシーの策定
- 勤務実態の把握
- ウ 事務職員との連携・分担による業務改善
 - ・市教委と学校事務共同実施の連携により、学校事務業務の効率化・標準化を検討
 - ・会計業務全般の見直しを図り、教員の負担を軽減する
- エ 教職員の意識改革と学校マネジメント強化のための研修を実施
- オ 学校評価への位置付け
- カ 学校事務の機能強化のための研究
 - ・業務アシスタントを共同実施グループ長校に配置
- キ 市内小中学校の学力向上・不登校児童生徒の減少に向けた取組
- ク 業務改善に向けた体制整備
 - 業務改善推進委員会の設置
 - ・推進チームの設置(事務機能強化推進、学力向上・不登校減少推進、調査・評価推進)

◇事務機能強化推進チームの取組

- ・共同実施グループ長が中心となり、事務 職員の業務の見直し、力量アップ、業務 の事務分担
- 教員の業務の見直し、事務負担の軽減
- る、学校の負担軽減
- ①共同実施グループ長による各校訪問指導
- 各校管理職との連携促進、事務処理の平準化
- ②業務の可視化 < Part 法の活用>

(共同実施) 会計・学籍・教科書事務にかかる 各学校の作業校訂を可視化して、他の業務との 重複工程などの排除・改善

(市教委) 予算要望取りまとめ、ヒヤリング方 法の改善

数昌の多忙化解消 五泉市全小中学校の 選択取組項目 子どもに向き合う 教育の充実 学校事務機能強化 時間の確保 学力向上・不登校減少 学力向上·学校生活満足度向上 ○学校改善推進チーム活動 *3推進チームの活動を市全体へ波及させる 児童生徒 授業の質の向上 個々の自己教育力 * 学校の状況に応じた業務改善推進 授業改善 相互影響力 ○スクールサポート配置 * 第2・3グループ長校へ配置 ○教職員の意識改革 教育委員会 * 教職員の働き方 マネジメント研修 マネジメント教育 * タイムマネジメント 業務改善アドバイザー(外部人材) (こよる指導助言・研修 ○市民への情報公開 *「広報ごせん」H30.2より1年間連載 外部講師による各種会議への指導助言外部講師による学校訪問、研修会の実施 学校事務共同実施 ・白己研鑽のための県外研修 等 「・3グループ、2プロジェクト グループ長によるグループ内支援 プロジェクト活動との連携 学校事務改善 ・推進チームの活動協力 市内全学校の事務機能強化 各種システム作成、メンテナンス、アンケート集計等 ・事務機能強化のための活動強化 事務職員の育成

平成30年度「学校現場における業務改善加速事業」~五泉市の取組~

・市教委の役割と共同実施との連携によ

(1)子どもの肯定感を高めるために

の提案

「勇気づけの声かけ(ボイスシャワー)を、 市内全体で実施していく。(一点突破)

◇学力向上・不登校減少推進チームの取組

・業務改善と教育改善(学力向上・不登校

減少)は、相互に補完しあうもの。同時

に二つの改善を推進していくための方策

教職員の意識改革、一点突破の取組

エネルギーを集中させる取組

- (2)社会性の情勢のために
- 「聴き合う関係性をつくること」に取り組
- (3) まとまった時間を生み出すために
- ・教職員が担ってきた業務の仕分け。
- ・校務支援システムの導入等による学校事務の 効率化による、子どもと向き合う時間の保障
- 会議時間・手法、学校行事、校時表の見直し

◇調査・評価推進チームの取組

- ・教職員の業務に対する負担感等に係る 調査を実施。(71項目で負担を感じる 業務をランキング)
- ・事務職員から、SOSを利用したアン ケート集計システムや調査様式を提案 し、集計作業を担当。
- ・調査結果を受けた各校での取組



共同学校事務室の設置による学校経営参画を目指した取組事例(愛知県豊橋市教育委員会)

- ○平成20年度から「学校事務に関する企画・立案」「校長の学校運営への助言」を職務とする事務指導主事を配置。平成21年度から事務職員研修 体系の確立。経験年数に応じて実施する基本研修、職階に応じて実施する職務研修、全体研修、派遣研修を主な柱として、主体的に学校経営に 参画できる学校事務職員の育成を図っている。
- ○平成22年度より市内12ブロック(小学校52校・中学校22校)に共同処理組織を設置。事務ブロック長(事務長)を中心に、給与・旅費といった県費関係や市財務事務のみならず、ブロック内予算の流用、一括購入、備品情報の共有化、校区カレンダーの作成、教職員を対象とした研修の実施を通して、ブロック内の各学校には様々な効果が還元されている。平成27年度より共同実施組織と改正。
 - ○チームとしての学校、学校の働き方改革の方向性を見すえた事務機能強化に向けた取組の必要性!
 - ○平成29年度より、事務の機能強化に向けて、「共同実施組織の活性化」「事務職員の資質能力の向上」「法改正への対応」の 3つの柱で改善に取り組む。
 - ○平成30年4月1日学校管理規則の改正、共同学校事務室への移行。
 - ・室長(事務長)への専決権の付与。(諸手当の認定、文書の廃棄、ブロック配当予算の購入・検査、図書の不用決定など10項目)
 - ・共同学校事務室の業務の見直し(連携・渉外・広報に関する事務を新たな業務として明記)

【改善方策】

- ■共同実施経営計画の作成と評価
 - ・重点目標の明確化、ブロック内事務職員の役割・業務分担の明記
 - ・評価基準と事務職員評価(チャレンジシート)との関連付けを図る
- ■事務長(事務ブロック長)の役割の再定義
 - ・ブロック内各校の校長支援、学校運営への指導・助言を行う役割であること を明確化。
- ■副事務ブロック長の設置によるブロック運営の活性化と次代のリーダーの育成
 - ・主査(経験のある主任)を副ブロック長に任命し、ブロック長の職務を補佐。
- ■共同実施ブロックへの予算配分(共同実施配当予算)
 - ・ブロック内各校の実情に応じた運用ができる裁量予算をブロックに配当。
- ■共同実施でのOJTと現職研修委員会(事務部会)活動の連携
 - ・共同実施の活動に、課題別専門グループ活動を導入。
- ■切れ目のない事務職員研修体系の構築
 - ・主任研修の新設(年1回)
 - ・初任期からの学校理解、マネジメント意識の醸成(初任期からのマネジメント研修の実施)
 - ・中堅層のボトムアップと主査層のリーダー育成(初任者・若手研修の講師を 主任、主査が実施)
- ■教育委員会と専門グループ活動とが協働した「法改正」への対応。
 - ・「小中事務共同学校事務室を設置するための関係要綱等の制定モデル(愛知 県教育委員会通知)」を踏まえた学校管理規則の改正、共同学校事務室設置 に向けた検討、設置要綱案の作成

【具体的な取組の成果】

- ◇共同実施専門グループ組織の設置
- ・市全体で課題解決に取り組む体制ができた。<u>市の所管委員会と連携し、マニュアル作成や校務支援システム運用の検討、業務改善支援など、様々な方面との連携、支援を行うことができた。</u>他のブロックとの交流も深まり、情報共有の推進、市全体での課題解決や研究の推進につながった。
- ◇共同実施への教頭の参加による課題の把握
- ・ブロック共同実施会議へ教頭が参加し、意見交換等をする ことで、<u>教頭が抱える課題の業務負担軽減や共同実施運営</u> の新たな課題の気づきにつなげることができた。
- ◇ブロック長(事務長)のブロック内各校の校長との面談
- ・校長との面談により、<u>各校事務職員の勤務校での様子、校務分掌の担当状況等を校長と共有でき、共同実施での業務</u>分担や支援体制づくりにつなげることができた。

【課題】

◆共同実施業務の負担の増加

・ブロック内事務職員の業務分担、繁閑調整がまだ不十分であり、効率的にブロック内の業務を分担処理できる体制が整えられなかった。また、少経験者や臨時職員の事務支援が日常的になっている状況の中、業務改善や運営支援の業務にどう時間をとるか検討が必要。